

福祉教育委員会

令和5年9月21日（木）

午前9時57分～午後0時31分

議会第2会議室

【出席委員】村岡 卓委員長、西岡真一副委員長、諸富八千代委員、川崎健二委員、
松永憲明委員、川副龍之介委員、福井章司委員、重田音彦委員
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・子育て支援部 大久保子育て支援部長
- ・教育部 中村教育長、大松教育部長
- ・保健福祉部 蘭保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○村岡委員長

おはようございます。ただいまから福祉教育委員会を開催いたします。

本委員会の審査日程につきましては、お手元のタブレット端末に掲載の審査日程案のとおり進めさせていただきたいと思っております。

また、現地視察についてでございますが、付託議案の審査のため、現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出ください。なお、現地視察は、議案に関連し、賛否の判断に関わるような場合などに実施することに留意していただきますようお願いいたします。

それでは、子育て支援部に関する議案の審査に入ります。

第73号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます

◎第73号議案 佐賀市立認定こども園条例 説明

○村岡委員長

それでは、ただいま説明いただきました内容につきまして、委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○川副委員

条例じゃなくて、先ほどの工事の進捗状況ということで、このこども園を建てる際に設置場所として地元のほうから排水対策の関係について問題視されておりましたけど、現在、

当然あと園舎のみということで用地整備はきちんとされておるとは思いますけど、今年の大
雨のときに周辺の、例えば、排水対策関係についてどうであったのか、分かればお願いし
ます。

○豆田保育幼稚園課長

現地のほうを見たところ、当然雨が降っていたので、水位とか上がってございましたけれ
ども、若干道路の流れなんかはございましたけれども、大きなところでは問題はないとい
うふうに判断しておりました。また、地元の近隣の居住されている方からも、そういった
御意見というのはいっていないところです。

○山下委員

工期の遅れに関しては、資材の確保だとか人手の確保が遅れるということに関してはど
のあたりから遅れが見込まれていたのかということと、結局そうは言っても、4月の開園
には間に合うと思うとおっしゃっているんですが、そこら辺の確実性といいますかね、ど
ういう状況なのか、もう少し述べていただきたいと思います。

○建築住宅課職員

回答いたします。

まず、委員言われたいつぐらいから遅れたかということなんですけど、外材の輸入とい
いますか、使用に関しては、今年度の当初から予定されておりましたので、現場からはそ
ういったお話が出ておりました。それを受けまして、今回現場を3工区に分けて、材
料が入ってき次第、そこを造るであるとか、あと職人の不足に関しても、同一工種を一
遍にやるとどうしても多人数の業者が要りますので、その工種に関しても工区を3工区に分
けて、できる限りできるところからやっておりましたが、どうしても遅れが出てきており
ます。

毎週工程会議というのをやっております、その中で今のところ、1月末に最新の工程
表に関しては97.4%終わるところで請負業者からは聞いております。残りは、最終
的に工区分けしたところ、3工区め、最後の内装仕上げがあと2.6%ぐらいどうしても
ちょっと2月に食い込むということで、その後の検査、あとは雑工事とか現場のクリー
ニング、そういったところを含めて2月末まで工期を延長させていただきたいということで
申し上げようと思っております。以上です。

○山下委員

最後の雑工事やクリーニングのところというと、例えば塗装——塗装はないか。でも、
何か防腐材が何か知らないですけど、要するに子どもたちのアレルギーの関係もあるので、
そういう影響が出ないような期間といいますか、養生期間といいますか、そういったもの
なんかも含まれてこれぐらいで大丈夫というふうに見られているんですかね。

○建築住宅課職員

今の御質疑に対して回答いたします。

特にVOCといますか、化学物質の対応に関しても、ほかの工事もそうなんですけど、基本的に子どもが遊んだりとか教育を受ける部門、要は子どもが入る部分、大人が入る部分もそうなんですけど、いわゆる教室と言われている部分に関しては空気測定を行いました、VOCの濃度を必ず検査して、それから使用するようにはしております。以上です。

○山下委員

ですから、そういうのも含めての残り2月までには大丈夫だという意味ですね。

○建築住宅課職員

そうです。

○村岡委員長

ほかに御質疑のある方は。

○川崎委員

同じく工事のことです。園舎は、来年1月末が2月末になると。外構3月末は、これは予定どおりでしょうか。

○豆田保育幼稚園課長

外構については、3月末、予定どおりに完了予定であります。園舎の建設につきまして、最大1か月ということで建設部門のほうからは報告を受けておるんですけども、できるだけ急いで竣工させてくださいということで、建設部門を通して業者のほうには依頼しているところです。ですので、若干前倒しになってくる可能性はあるかと考えております。

○村岡委員長

議案はあくまで条例に関してでございますので、ちょっと報告もあつたので聞きましたが、基本的には次回議案で上がってくる分ですべきかなと思いますので、ちょっと整理させていただいて、あくまで第73号の条例案について御質疑のある方お願いいたします。

○山下委員

条例そのものというよりは、条例自体はいいと思うんですが、条例に伴い附則で規定する主な内容というところでの——私はずっと、本庄こども園を開園すること自体は保育ニーズとの関係で分かると言いながら、成章保育所と統合するという点に関しては問題を感じるということはずっと言ってきました。

それで、結局、まちなかの公立の保育施設がなくなっていくじゃないかということに関しての問題意識ということはずっと指摘してきましたけれども、そこら辺の保育ニーズなどは、その後、全然もうスルーされてきたのか、少しはどういう状況なのかということを見ておられたのかということをちょっと聞いておきたいと思います。

○豆田保育幼稚園課長

保育ニーズということで申し上げますと、待機児童は昨年度の4月からゼロということで報道されておりますけれども、園指定の待機児童という部分が非常に多いということで

これまでもお話をさせていただいておりました。

この待機児童の多い場所というのが、昨年度末330人の園指定待機児童がある中で見たところ、兵庫地区だったり、鍋島地区とか赤松地区、高木瀬、あと川上、本庄地区というようなところが非常に園指定の待機児童が多いというところで、中心部、ど真ん中と申しますか、赤松は中心の部分なんですけれども、どちらかというとその周辺の部分の待機児童が多いような状況になっております。

まちなかの保育ニーズということですのでけれども、当然、中心地のほうには保護者の就業先なんかが多い関係で、園児、児童数も非常に多いような状況にはなっておりますけれども、特段中心部が物すごく待機児童が多いという状況ではないような状況になっております。

○山下委員

最後に言われたように、保護者の勤務状況との関係で結構成章保育所のニーズと申しますか、役割というのもあったわけですね。だから、やっぱりそこがなくなるということについては、今でも本当になくなるんだろうかという声とか、あそこがなくなるのはちょっと困るなという声は今でもあるわけですね。なので、そこは佐賀市全体、佐賀市がまちづくり計画していく上で、コンパクトシティだということでもまちなかに居住誘導もしていこうというふうな計画も持っているようですし、そういうところとの関係からいくと、本当は公立の施設をまちなかから外していくというのは逆行するんじゃないかというふうに、ここはどうしても言わざるを得ませんので、意見として申し上げておきたいと思っております。

だから、これは統合するということに対して、本庄こども園を建設することはいいけれども、一方で、もともとあったまちなかの公立の保育所をなくすということについては問題を感じているということです。

○村岡委員長

ほかに御質疑のある方はいらっしゃいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑はないようでございますので、次に第66号議案を審査いたします。執行部に説明を求めます。

◎第66号議案 令和5年度佐賀市一般会計補正予算(第6号)中、関係分 説明

○村岡委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。

○山下委員

既に若葉保育所で一部民間委託になってはいるわけですが、改めて今回、給食業者のホーユーの案件がありましたよね。民間委託して、先ほど安心、安全な給食を長期的に安定的にというふうに言われましたけれども、やはり民間委託の落とし穴が見えたのではな

いかと思うんですね。調理の人はいても、派遣されている会社が潰れて、職員の人には知らされないままという状態だったわけですよ。もしこれが直営であれば、そこに人がいたら、取りあえず食材を運んで、さあやってくれということは普通にできているものが、雇用先が違うために直接何かを言うこともできないということで、全国の例の中では本当にその職員の人の厚意で取りあえずその日は作ったというところがあったような報道もあっていましたけど、そういうことを考えたら、プロポーザル方式だとかいうふうに言われますが、しかも大手の企業で、まさかというところがこうなるので、全国的に影響を受けたと。佐賀県内でも影響を受けたところがあるというふうになったら、この件をどのように受け止められているかということと、まさかうちがやることにそんなことはなかろうみたいなね、そういうのはいけないと思いますので、本来は保育園という小さい規模でもありますから、きちっと直営で見ていくということのほうがいいのではないかと思いますけれども、今回の件をどのように踏まえてこの議案を出しておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○豆田保育幼稚園課長

委員おっしゃられたように、広島でのホーユーの報道がありまして、うちはどうなっているんだろうかということで至急調べたところでございます。

若葉保育所の給食一部民間委託の契約の中で、約款の中で代行保証人を届け出るようにということで規定しておりまして、受託業者のほうからは代行保証人の届出をいただき、また、代行保証人のほうからは確約書を提出していただいております。ですので、基本的には、例えば、その委託業務者が給食を提供できなくなったというふうな場合にも、代行保証人の会社が受託して、代行して給食を提供するという形になるかと思っております。

ホーユーの話では、食材なんかもその委託業者が出して給食を提供するというような形でしたけれども、佐賀市の保育所の給食一部民間委託につきましては、食材料につきましてはうちのほうで準備しまして、給食の調理とか、そういった部分を委託業者にお願いしているということもありますので、代行保証人の制度、また、食材を提供するお金の出どころといいますか、そういった部分も考えれば、佐賀市の場合にはホーユーのような事態になることは考えにくいというふうに思っております。

○村岡委員長

ほかに御質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ほかに御質疑はないようでございますので、子育て支援部の職員の方は退室されて結構でございます。お疲れさまでした。

引き続き、教育部のほうに入替えをお願いいたします。

◎執行部入れ替わり

○村岡委員長

それでは、教育部に関する議案の審査に入ります。

まず初めに、第86号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第86号議案 嘉瀬小学校校舎長寿命化改良（建築）工事請負契約の締結について 説明
○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けしたいと思います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑がないようでございますので、次に第66号議案を審査いたします。

では、執行部のほうの説明をお願いいたします。

◎第66号議案 令和5年度佐賀市一般会計補正予算（第6号）中、関係分 説明
○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山下委員

あえて同じ質問をちょっとします。さっき保育所のところでも聞いたんですけども、今回、広島ของホーユの問題がありましたよね。結局、給食の民間委託をしていたところが全国的に結構影響を受けたと。これは落とし穴ではなかったかというふうに感じております。

先ほど保育所のほうでは、委託契約のときに業務が履行できない場合に備えての代行保証人のこととか、そういうことを言われたのと、食材調達は市でやるからということで、そこがホーユと違いますよという説明はありました。ですが、もう一つ気になるのは、そうは言ってもその人員です。そもそも調理員の人は直接雇用でないために、何かあったときに市が直接その人たちにこうしてくれ、ああしてくれということと言えないという今の状態が、要するに派遣元が潰れてしまったときにその関係が崩れてしまうのではないかという、人との関係として、ホーユのような場合を考えたときにそういうことを想定しなくてはいけないのではないかなと思うんですよね。だから、食材は多分保育所も学校も考え方は同じなのかとは思いますが、問題は人の関係として不都合が起きるのではないかというあたりは今回の件をどのように踏まえておられるか、ちょっと伺いたいんですが。

○吉次学事課長

ホーユの案件を受けまして、私たちも一部の委託業者のほうに聞き取り等を行ったところでございます。確かに給食の業界に限らず、いろんな業界で人手不足というのは叫ばれておりまして、一部の業者についても人集めに苦労しているというふうな話は確かに聞いているところでございます。そういった人が足らなくて業務が遂行できないということには、先ほどの山下委員からのお話もありましたとおり、契約の中で代行保証というのを取っておりまして、その業者がもしできない場合はあらかじめ決められた代行する業者が

行って、代行業者の方からも確実に業務を遂行しますという確約書等もいただいております。そういうことで、人員不足によって給食提供が滞るようなことはないのではないかと
いうふうに思っております。

一部委託業者の中からは、学校給食というのはある程度一定数の食数がございます、
また、提供する回数というのも1年間で大体決まっておりますので、今回報道があったよ
うな少ない数の提供ではないので、比較的安定している、影響は少ないのではないかと
いうふうに考えているところでございます。以上です。

○山下委員

少ない数ではないというか、今の答えはちょっとよく分からなかったですね。ちなみに、
各会社と契約を結ぶときにそれぞれの代行保証会社は全部違っていますか。だから、各業
者が代行業者を決めて、それを届け出て、代行業者から確かにそうですよという確約書が
出されるということだと思んですが、その代行業者となっているところというのは、全
体として持ち合いになるとか、そういうことにはなっていないんですかね。そこは大丈夫
なんですか。

○吉次学事課長

同業他社ということで、佐賀市の学校給食で委託業者が全部で8業者ありますけれども、
それがお互い代行になっているというケースもございます。できないときには同業他社
の方が業務を代行してもらおうというような構造にはなっております。中にはそういったこと
で、8業者の中でお互いに代行になっているケースもございます。以上です。

○山下委員

これは今から契約していこうということになるとは思うんですが、現実今どうなってい
るかということについては出せませんか。今、佐賀市が契約を結んでいる業者と、それぞ
れの代行業者がどこかというのを出示してもらいたいんですが。

○吉次学事課長

それは提示することはできます。

○村岡委員長

これは要りますか。

○山下委員

状況はちゃんと把握しておく必要があると思います。

○村岡委員長

いや、契約は取れているという答弁はあったわけですから。

○山下委員

つまり、私たちは今まで契約業者だけを見ていましたけれども、その先まで見ておかな
いといけないんだなど、ある意味ですね。もし駄目だったときどうなるのかという、その
保証体制はどうなっているのかなというところまでちゃんと見ておかななくちゃいけないと

思うんですよ。だから、現実に関係がどうなっているかというところは、参考までにやっぱりつかんでおく必要があると思います。

○村岡委員長

なので、その8業者がお互いに持ち合っている関係があるということが……

○山下委員

それぞれがどうなっているかを出してもらえばいいんですけど。

○村岡委員長

これがこの債務負担行為の案件に関係が……

○山下委員

ありますよ。だって業務委託契約するわけでしょ。業務委託契約しているというか……

○村岡委員長

これはすぐ出せますか。

○吉次学事課長

今ちょっとできていた資料というのはありませんので、今からつくる必要がありますので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○村岡委員長

どれくらい必要ですか。

○吉次学事課長

午後1時には。

○村岡委員長

山下委員、それを見てから質問はありますか。

○山下委員

だから、何というんですかね……

○村岡委員長

いや、質問がなければ、資料として提出していただいて、あしたの採決に臨んでいただければいいわけですけども。

○山下委員

見ないと分からないじゃないですかね。ありませんと言ってしまう自信はありません。

○横田教育総務課長

そしたら、学校名と今の委託先と代行の表だけであれば、1時間ぐらいでできるとは思うので……

○村岡委員長

1時間ぐらいでできますか。

○横田教育総務課長

はい。それで調整させてください。

○村岡委員長

じゃ、すぐ取りかかっていたいでよろしいですか。

では、ほかに御質疑がある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、この資料が出来上がって再度確認する必要がございますので、ほかに御質疑がないということであれば、一旦、教育部の職員の方は退室されて……

(「報告議案があります」と呼ぶ者あり)

すみません。じゃ、第66号議案は一旦中断いたしまして、次に第15号報告について執行部の説明を求めます。

◎第15号報告 専決処分 of 報告について 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は。

○松永憲明委員

再発防止に努めてまいりますということと言われるんですけども、どういうことをするんですか。

○青柳学校教育課長

前回、平成30年に事故が起きましたけれども、そのときからルールを規定しまして、それに基づいてこれまでも取り組んでおりました。

今後についてということですけども、もう一度確認ということで、大きく4点あります。1つ目は、事前に作業計画書を必ず提出し、共通理解を図ること。2つ目として校内放送等で全校児童・生徒、職員等に注意喚起を行い、草刈り作業現場に近づかないことや車を移動すること等を周知すること。3つ目として、学校事務員は作業前や途中で常に周りに人がいないか、車や物がないか確認を行って、安全確保を行ってから作業を行うこと。4つ目として、作業後も事故等が発生していないか確認を行うこと。この4点の作業手順をしっかり守ること、そして、安全距離を確保できていない場合は作業しない、これを周知徹底することで事故防止を行っていきたくて考えております。以上です。

○松永憲明委員

一般道路、国道だとか、そういった場合は、必ず草刈り機を持って作業する人と、小石をはねないように防護するものを持っている人といらっしゃるわけですね。だから、学校の場合も複数の方で作業を行うと。例えば、合同で、学校事務職員の方が1人しかいらっしゃらないとすればほかの学校と共同して行う、そういうことも考えられると思うんですよね。中には機械の取扱いに慣れていらっしゃる方もあるかと思うんですよ。かつて、ある学校ではそういう方も、今もいらっしゃいますけどね。私、時々その学校にも行くんです。その学校事務職員の方とも話をします。それで、やっぱり指導だけでは足ら

ないという方もいらっしゃるので、複数の方で取り組むということもひとつ検討してみてもどうかと思うんですよ。そういうことをすることによって事故が起らないように、やっぱり万全の体制を取るという必要があると思うんです。いつまでもこういうことをやっていたんじゃ、こういう計画を立ててやっておりますだけでは事済まないわけですよ。ちょっとそこはきちっとするべきじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○青柳学校教育課長

複数で確認することは校長会でも話しております。その作業について複数で行う、1人は作業して、1人が安全を確認するというところについては今後検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○村岡委員長

ほかに御質疑、よろしいでしょうか。

○西岡真一副委員長

いろいろ再発防止策も考えられているようではすけれども、当該職員に対する求償についてはどげん考えんさっでしょうか。当該職員に対する求償、国家賠償法1条2項です。誰か担当者、確認した人はおらんですか。

○青柳学校教育課長

今のところはその予定はございません。

○西岡真一副委員長

あなた方は手順書まで作り、注意喚起し、それから研修会も開いたわけですよ。手順書までこうやって決めてあるにもかかわらず、この当該職員は漫然と、駐車場に車が止まっているのも分かったはずですよ。あなた方の手順書も守っていない。これは故意ではなからうばってんが、重過失には当たらんとででしょうか。どうでしょうか。

○青柳学校教育課長

この事故の後、教育委員会のほうから学校に出向きまして、管理職立会いの下、原因の確認であったり、今回の件についての反省、そういったところを指導しております。今後二度とこういうことがないようにということで強く指導しております。以上でございます。

○西岡真一副委員長

一応法律の専門家の意見も聞いてみてください。多分、事前の警告がまだ足りないぐらいの話かもしれんですし、実際に求償したところで半額ぐらいが相場のごたっですけれども、じゃ、どこまでやっていたら求償まで至るのかというところは確認しとってもらいたいと思います。

それともう一点、今後も草刈り機、学校内で使用を認めるとですか。

○青柳学校教育課長

まず、1点目については確認していきたいと考えております。

2点目については、先ほども申し上げていますように、とにかく再発防止を徹底しなが

ら、現時点では今後も草刈りしていきたいと考えております。以上でございます。

○村岡委員長

ほか、この点。

○山下委員

松永憲明委員からも言われたのと重なりますけれども、やっぱりルールの方針をされた中身を聞いていたら、実際はあまり効果ないなと思うんですよ。というのは、作業計画は当然立てる、校内放送してもそのときに聞いていない人が後から来たら関係ないということになるでしょうし、周りに人がいるかないかとか車があるかないかで、その安全距離は一体どれぐらいということにもなるし、小石がどう飛ぶかなんていうのも分からないわけですよね。そうは言っても、止まっていたらしませんといったら作業は進まないということになって、その日はやめて次の日とか、結局何やっているか分からんよねとなると思うんですよ。

ですから、ちゃんとその作業をする、それからカバーを持ってちゃんと守る人をつくるという方針を早く決めたほうがいいと思います。そうしないと、やることやれないし、しかも、それで失敗したら求償とか言われたら、やる人はいなくなると思いますよ、事務員の人でね。だから、そこはきちんと責任持ってその業務をやってもらいたいのであれば、安全に安心して業務を遂行できる状況をつくっていくということが市の責任じゃないかと思しますので、そこはぜひ早く検討したほうがいいと思います。

○青柳学校教育課長

先ほどから言っておりますように、安全確保をまずしっかり取るということは大前提の上ですけれども、先ほど委員からもおっしゃられたとおり、安全カバーの件についても今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

○村岡委員長

ほかに御質疑がある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、御質疑はないようでございますので、先ほどの資料ができ次第、対応したいと思しますので、一旦、教育部の審査は中断いたします。

職員の方は退室されて、入替えのほうをお願いいたします。

◎執行部入れ替わり

○村岡委員長

それでは、保健福祉部に関する議案の審査に入ります。

第87号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第87号議案 専決処分について（令和5年度佐賀市一般会計補正予算（第4号））中、第1条（第1表）歳出全般 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○西岡真一副委員長

認定件数ですが、6件で、1件は死亡で、5件はそう費用は多くないと言われたけど、どれぐらいですか。

○村口健康づくり課長

この5件のうち、金額が大きいので約31万円ぐらいです。

○山下委員

死亡案件が2件のうち1件が今回ということで、もう一件はまだ審査中ということなのか、認定はされていないということなんですか。

○村口健康づくり課長

先ほど国のほうの受理件数が8,900件ぐらいと申しあげましたけど、このうち、まず国の状況としては認定が4,276件、否認が602件、審議に至ったけど保留が75件で、残り約3,900件は審議が始まっていない状況でございます。もう一つの1件は、この残りの審議が始まっていない状況かと考えております。

○山下委員

ちなみに、この1名の方は、年齢とか分かりますか。

○村岡委員長

80代。

○山下委員

80代とありますかね。失礼しました。分かりました。

○村岡委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑はないようでございますので、次に第66号議案について執行部の説明を求めます。

◎第66号議案 令和5年度佐賀市一般会計補正予算(第6号)中、関係分 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○松永憲明委員

保健福祉部3の別紙資料に関わって質問いたします。

生活支援コーディネーターの業務についてなんですけれども、これまで配置されておりましたおたっしや本舗から全部引き揚げるということですよ。引き揚げて、市社協のほうに全部配置すると。それは、CSWと同じ仕事をさせるということになるんですか。

さっきそういう言い方をちょっとされたようでしたけれども。

○詫間高齢福祉課長

全く同じというか、類似はしておりますが、兼務ということになりますので、現在CSWが活動しておられる内容に兼務として生活支援コーディネーターを委託するということになります。

○松永憲明委員

勉強会のときに一応説明はありましたけれども、その人数、それから、どのような仕事をどういうふうに配置されていくのかというそこら辺をもう少し詳しく教えてください。

○高齢福祉課職員

業務につきましても、地域のニーズと資源の状況の見える化と問題提起、2つ目に地縁組織等、多様な主体への協力依頼への働きかけ、3つ目に関係者のネットワーク化、4つ目に目指す地域の姿、方針の共有、意識の統一、5つ目に生活支援の担い手の育成やサービスの開発、6番目にニーズとサービスのマッチングという形で業務を依頼することとしております。人数としましては、15名から16名の体制でこの業務に臨んでいただくというふうに考えております。

○松永憲明委員

15名プラス1で16名ということですか。そのプラス1は何なんですか。

○詫間高齢福祉課長

現在はCSWの人数が10名おられまして、今回、市社協のほうで5名から6名増員される予定ということで伺っておりますので、全部で15名から16名の人員体制になります。

追加ですが、職員の増員は――すみません、保健福祉部3の資料の中に、1番の目的の欄に職員の増員が6名から7名と記載しておりますが、こちらの記載が誤っております、5名から6名が正しい数字になります。申し訳ございません。5から6が正しい数字でございます。記載の誤りがありまして申し訳ございません。五、六名でございます。

○松尾憲明委員

もう一度きちっと整理していただけませんか。もともとこの生活支援コーディネーターはおたっしや本舗に配置されとったわけですから、おたっしや本舗の数の分はいらっしゃったわけですね。そうでしょう。だから、そこが何人おって、今度は本所に全部吸い上げられて、それが五、六名プラスということじゃないでしょう。ちょっとそこら辺を……

○村岡委員長

そこら辺は、おたっしや本舗にいらっしゃった方はオレンジコーディネーターになられて……

○松永憲明委員

変わるというだけの話ですか。そこら辺をきちっと整理して分かりやすく説明いただけませんか。

○詫間高齢福祉課長

現在、おたっしゅ本舗は15か所ございます。その中に、生活支援コーディネーターと認知症地域支援推進員を兼務されている方が1名ずつおられます。ですので、全部で15名ということになります。そして、今度令和6年4月からの体制といたしましては、市社協に今、CSWとして10名おられますので、人数的にそこを5名から6名増員して、生活支援コーディネーターの業務を兼務として対応していかれるということで、全体が15名から16名になるということでございます。

それと、おたっしゅ本舗で今行っている事業のうち生活支援コーディネーターは市社協に委託を変更しますが、逆にそこに、おたっしゅ本舗のほうにはオレンジコーディネーター業務という業務を4月からお願いいたします。以上でございます。

○村岡委員長

要するにおたっしゅ本舗から人ではなくて、業務だけ引き揚げるということでしょう。

○詫間高齢福祉課長

はい、そうです。

○村岡委員長

人はそのままいるということですよ。

○詫間高齢福祉課長

はい。

○松永憲明委員

いや、一般質問では、生活支援コーディネーターのことを私はこの事業に関わることだったから申し上げませんでしたけれども、校区社協の活動をさらにしっかりしていく、そして、地域での見守りをしっかりやっていくということをするためには、やっぱり校区社協にそういった方を配置しておく必要があると私は思っているわけです。そういうふうにはできないかというふうに思っていたんですけども、全部引き揚げといて、なかなか校区社協の中でCSWの活動との連携がうまくいっていないんじゃないかという声もあるわけですね。活動が見えないという厳しい声も聞こえてきています。ですから、校区社協のほうとの連携を——配置ができないとするならば、連携をどういうふうに図っていくのかということについて執行部としてどういうふうに考えられておりますか。

○詫間高齢福祉課長

現在CSWの活動に、今回、生活支援コーディネーターを兼務ということでございまして、こちらは高齢福祉課のほうから生活支援コーディネーター業務を委託いたしますが、CSWの業務は福祉総務課のほうから委託しておりますので、現在、既に福祉総務課と私どもと情報共有しながら、そちらのほうの活動が円滑にいくようにということで情報共有

も深めているところでございます。

今後、重層的な体制を目指していく必要がございますので、そういったところも踏まえて、同じ世帯の中で高齢者だけでなく、ほかのお困り事があられる方などもおられますので、そういった対応に力を入れていくということもこれからの課題だと考えておりますし、あと、情報共有の機会として市社協とおたっしや本舗、そして、市社協と校区社協、そういったところの情報の共有ということも私たちが声をかけて推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○村岡委員長

補足ですね。

○高齢福祉課職員

先ほど課長が説明いたしましたけれども、社協と校区社協というのは関わりが大変深いということになっておりまして、生活支援コーディネーターは地域の方に御協力していただきながら支援していくというようなシステムになっておりますので、どうしても地域の校区社協であったり、まち協であったり、自治会等の協力が欠かせません。それで、そこら辺についてはしっかりと協力体制を築いていくということで社協とも話をしているところでございます。以上でございます。

○松永憲明委員

ちょっとまだ認識が甘いんじゃないかと私は思うんですよね。もともとありました旧市内の校区社協と旧郡部の社協の取組とはちょっと違っとったと思うんですよ。私がおります富士町の社協は、そのまま、その形を今の校区社協に引き継いでいるような状況なんですよ。だから、まち協とも連携しながら、本当にあらゆる取組をされているわけですね。本当にもう頭が下がる思いをしているんです。

そういった中で、やっぱりCSWのアウトリーチでこれだけやりましたよという一般質問での報告もありましたけれども、なかなかその連携がうまくいっていないんじゃないかということなんです。だから、もう少しきちっとした連携をしっかりとやっていくことによってお互いが結びついていくんじゃないかと。せっかくこういう制度を佐賀が全国に先駆けながら導入してきたわけですよね。ですから、そのCSWの活動、あるいはオレンジコーディネーターの活動、そういったものを含めながら、しっかりと連携してやっていくんだということを執行部のほうで、これも社協と連携を図りながらやっていく必要があるというふうに私は思っているところなんです。

そこで、ちょっと部長のほうから最後をお願いしたいと思います。見解をお願いします。

○蘭保健福祉部長

委員おっしゃるとおり、校区社協の取組というのは、やっぱり地域で異なっているというのは感じております。特に社協の支所があったところですね、そこはそのまま校区社協に引き継いでというところで、大変事業数も多く、頑張っておられるなという印象は持っ

ております。その中で、できれば校区社協に配置したほうがということでの思いを持たれているかとは思いますが、なかなか現体制として32校区ございまして、校区社協ができていたのは29校区ですね。そこにお一人というのはなかなか厳しいとは思いますが、一般質問でもお答えしましたけれども、チームでやりますよと、チームでやって個人差がないようにやるというメリットもございまして、今回は北、中、南のそれぞれのエリアに社協がまた5名から6名増員して対応するということですので、それぞれのエリアに2人ずつぐらいとか、エリアの担当としては強化されるというふうに考えています。

そういったところで、先ほどからの連携の必要性というところで、市としても社協だけにお任せするというのではなくて、少し関わりを強めていこうという内容での答弁も差し上げたと思っておりますし、今後、地域の人材育成ですね、こういったところにも御協力できる部分ということで考えておりますので、そういったところでSC、CSW、それからおたっしや本舗の職員、いろんなところが地域一体となって連携して進めるように、我々としては地域共生社会という大目標がございまして、それに向かって進めていきたいと考えております。以上でございます。

○村岡委員長

この点、ほかに御質疑。

○山下委員

私は施設改修のほうでもう一回質問したいんですが、先ほど利用している団体やボランティア室のスペース利用に関しての社協の聞き取りもされたということではあったんですが、まず1点目としてボランティア室に関して、実際に今災害ボランティアに関しては、山間部が多いから今回は特に大和に拠点を置かれていましたし、それは分かります。だから、そこは中山間地域向けの災害拠点として1個増えたというふうに私は思っていたんですね。というのは、なぜかという令和元年の豪雨災害のときに、佐賀市がボランティアの受援、支援受入れを初めてしたというときに、中心部も含めた平たん部の水害の支援もしましたね。だから、あちこちからバスも来てということで、ほほえみ館のところで受入れしたわけなんですけど、それが山間部に関しては今後は大和でいいんでしょうが、平たん部でのあれはないわけじゃないわけですね。そうなったときに果たして、社協とボランティア室の位置の関係で今後こういうときに対応できるんだろうかなというのが、今の時点で聞かれたからそういう答えになっていたんだと思いますが、先々のことですか令和元年の経験とかを考えたときに果たしてどうなのかなという思いがあるんですが、その辺まで踏み込んで聞かれていますかね。

○高齢福祉課職員

6月にもそのような趣旨の御質問を受けましたので、社協のほうにも2階と3階の違いについてということはお尋ねしましたけれども、隣にあったほうがもちろんいいんですけども、2階と3階は大きくは変わらないというような御返答をいただきました。

○山下委員

そういうバックスペースという意味だけではなく、今度はボランティア室を会議とかなんかで利用されている団体もいろいろあると思うんですが、そこの関係では特に問題はなしということだったでしょうか。

○高齢福祉課職員

ボランティア室を御利用のボランティアの方にも会合のときにお聞きしたんですけど、今までどおりのスペースが使えるようであれば、そこは構わないというお返事もいただきました。

○山下委員

ボランティア室に関してはそういうことだと。もう一つのフリースペースのほうなんですけど、これは意見を聞かれたということですから、どういうところにどのように聞かれたのかなど。

○詫間高齢福祉課長

フリースペースについてお尋ねした団体でございますが、まずお尋ねした団体のほうから団体名を読み上げます。

まず、市社協とクラスルームという、それから、ボランティア団体というところで、こちらが旧佐賀市のみですが、ボランティア協議会の会議が開催されました際にこちらから出席してお尋ねしておりまして、そして、あと佐賀市老人クラブ連合会、佐賀市母子寡婦福祉連合会、佐賀市保育会、佐賀市身体障害者福祉協会連合会、それから佐賀市男女共同参画ネットワーク、あとシルバー人材センターまで合わせて9団体ということになります。

それで1つ、シルバー人材センターのほうの会員で構成されている団体がありまして、そちらのほうは別に1階の小会議室を確保しましたということでお話をいただいておりますが、それ以外につきましては、スペースの問題等は特段ないというような御回答でございました。

あと、中には利用していないというような団体もありまして、その他のところは、スペースが狭くなるというところは特段問題ではないというような御回答でございました。

○山下委員

平日の昼休みの状況とか実際には見られましたか。

○

すみません、1回指摘を受けたんですけど、ちょっと私がまだ行ってなくて、一般質問が続いていましたので、今度ちょっと見てみようかと思っております。

○

私も見には行ってないんですけど、社協にお昼の状況というのを聞いたときには、社協が五、六人で御飯食べているよというようなお話は伺いました。ただ、ほかの団体がどういう状態でお昼御飯とかを食べられているかというところまでは把握しておりません。

○山下委員

結構今のスペースの中でも、そこを使ってちょっとミーティングしている団体もあるし、そのミーティングしている団体のそばでお昼が近くなってくるとお昼御飯を食べに来るグループが二、三あるというような感じで、結構わいわいとなってしまうんですね。だから、これが3分の2ぐらいに狭くなったらどうなるのかなあという感じはするし、逆にフリーでいられる場所というのがここしかないですもんね。1階にはソファはありますが、要するにテーブルがあって、ちょっと座って御飯を食べたりもできる、それからミーティングもちょっとできるというふうなところがここしかない中で、これが減ってしまうと普通のふらっと来た人たちがいる場所がないということにもなるので、その辺はどう考えてあるのかなと。要するにここは会議する建物になってしまうといいますかね、もともとほほえみ館はもっと人が寄る場所で、昔はお風呂だってあったような場所なのに、関係者しか立ち寄らない建物になってしまうのかなという気がするんですけど、そこら辺はどうなんですかね。どう考えてあるのかと。全体として、ここをカバーするために1階をどうにかするとか、何かその辺は考えられないのかどうかも含めてちょっとお聞きしたい。

○村口健康づくり課長

まず、1階については、この前もちょっと説明したかと存じますが、基本的に母子健診とかで常時使っている状況でございます。したがって、1階のところというのはちょっと考えておりませんで、今回、とにかく社協の事務室をどうしても確保しないとイケないということで、フリースペースの部分とかボランティア室のところは少しずつ狭めさせていただいたと。上のほうに一般の貸室とかももちろんございますが、それはそれで確保する必要があるので、最終的にはどこかを減らさないと場所が確保できなかったということで、こういった対応をさせていただいたところでございます。

○山下委員

本当はここでさらっと終わると言うのであれば、どういう状態になっているかというのを、私はちょっと委員会として一度は見ておいたほうがいいのではないかなと思うんですよ。ああ、そうですねということで、図面だけでは済まさないほうがいいのではないかなとちょっと思っています。——というのと、前、熱中症の関係で、クーリングシェルターの関係で高齢者福祉センターだとか、そういうところから公共施設もという話がちょっと答弁であっておりましたけど、そういうことを考えたら、健診があるときはしょうがないけれども、そうでないときはどうするかということも含めて、もう少し柔軟にそのスペースをどう利用できるような状態にするかというのは、そこは考えていただいたほうがいいのではないかと。だから、もう駄目ですもんねで終わらないような考え方をですね、今あるソファとか何かをちょっと違うようにしながら少しでも居場所ができないかどうかとか、何かその辺の発想が本当にできないのかなというのちょっと私は疑問なんです。

○村口健康づくり課長

このクーリングシェルターについては、基本的にはもちろん業務が優先しますので、それと、大体そのクーリングシェルターは警報というか、アナウンスが鳴ったら開放するという手順になっていますので、その時間というか、その日に健診があっているから駄目と、そういうところじゃなくて、基本的に常時、警報が鳴ったらシェルターとして活用できるということが前提になってきますので、ちょっとほほえみ館については何度も申し上げますけど、佐賀市の都合でこの日は警報が鳴ったけど駄目でしたという話になってしまいすし、健診で確保している日数が非常に多いので、ほほえみ館ではちょっと考えていなくて、もちろん空いているときは、うちがほほえみ館を使っていいですよとアナウンスはしませんけど、そこに来られる分については否定はしませんけど、ちょっと別の話をしているのが、メートプラザとか、そっちのほうで今考えているところでございます。ほほえみ館はちょっと難しいと考えております。

○村岡委員長

ほか、御質疑がある方いらっしゃいますか。

○西岡真一副委員長

手短かに参ります。補足説明資料保健福祉部2、2ページ目の表がありますよね。病床利用定員数というので、病床が4,300とか利用定員とかありますけど、これはスペックですよ。つまり、実際の稼働率とか実際の利用人員とかではなくてスペック、交渉定員数によって積算しているということですね。

○村口健康づくり課長

そうです。

○西岡真一副委員長

予算は2億円ちょっとで、交付金は1億6,800万円、3,000万円ちょっとは単費が入っているんですよ。申請の段階では、やっぱりスペックどおり申請してよかですか。稼働していない病床とか定員をちょっと割っている状況とかもあろうかと思えますけれども、やっぱりこれはスペックどおりいっぱいいっぱい交付するという考え方ですか。

○村口健康づくり課長

基本的に利用定員とか病床というのは、特に病床については、たまたま入院患者がいなとかいうのはありますから、あくまで届出数ということになります。ただ、医療機関によっては、届出していますけど、実際は使っていませんという、昨年度のお話ですけど、そういうのは実際ありまして、そしたら利用定員、病床数ゼロでというようなことで対応する場合もございます。例えば、福祉施設なんかもお子さんの定員が20人だけど、今15名しか来ていないからといって次の月に1名増えたり減ったりというのはありますから、基本的に定員のほうで計算していきたいというふうに考えております。以上です。

○村岡委員長

ほか、御質疑よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ほかに御質疑ないようでございますので、次に特別会計のほうに移りますので、特別会計に関係ない職員の方は今のタイミングで退室していただいて結構かと思えます。議案としては第67号議案に入ります。

◎執行部退室

○村岡委員長

それでは、第67号議案について執行部の説明を求めます。

◎第67号議案 令和5年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はないようでございますので、次に第68号議案について執行部の説明を求めます。

◎第68号議案 令和5年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号） 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、御質疑はないようでございますので、次に第69号議案について執行部の説明を求めます。

◎第69号議案 令和5年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、御質疑はないようでございますので、保健福祉部の職員の方は退室されて結構でございます。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○村岡委員長

委員の皆様、先ほど教育部の審査で資料請求しておりました資料が届きましたので、まず配付させていただき、説明を求めたいと思えます。資料につきましては後ほど、Side booksのほうに入れさせていただきますが、まずは手元の配付資料で御確認いただければというふうに思っております。

◎追加資料配付

○村岡委員長

それでは、教育部のほうより提出いただいた資料について説明を求めたいと思います。説明というか、概略を。

○吉次学事課長

先ほど依頼がありました学校給食の調理業務の委託契約状況の表になっております。29の学校給食センターが全部ありまして、そのうち26か所を民間委託しているところでございます。その委託業者、3列目のほうに現在委託しております委託業者名を掲げさせていただきます。全部で8業者でございます。その右側のほうに、代行保証人ということで掲げさせていただきます。一番右側のほうに契約期間ということで、現在契約しております契約期間のほうを掲げさせていただきます。簡単ですが、以上でございます。

○村岡委員長

それでは、今提出いただきました資料について確認と、委員の皆様から御質疑をお受けしたいと思います。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山下委員

やっぱり同じところが幾つか受け持っているというのがあるなというのは見えてきました。それで、大手だから安心できるかどうかというのは、そうとも言えないというのは今回のことが示していると思いますので、代行業者の関係もどういう状況になっているのか、代行業者自身がまたどこかを受けたりしていることは当然あるわけですね。だから、そこら辺は委託業者だけでなく、代行保証人の業者もどうなっているのかなというところはやっぱり見ていく必要があるのではないかと。今後、きちんと状況をというところに関してはどのようにお考えでしょうか。

○吉次学事課長

今のところ、私どももこういった代行保証人の業者が業務できないような情報を得たら、即座に委託業者のほうに確認してやっていきたいというふうには思っておりますし、委託業者のほうからも、代行保証人の業者が業務できないというふうな場合には届けをしてもらうように今後も指導していきたいというふうには思っております。以上です。

○山下委員

今回はかなりレアケースだったかもしれないんですが、業者のほうで抱え込んで、ぎりぎりまで関係のところにも全く情報を言わずにドタキャンしたような状態になってしまったということがありますので、そこら辺は今後ないとは言えない話なんだということはきちっと教訓として持っておきながら、表面上だけじゃなくて、バックヤードまできちんと見ておくという目はぜひ持っていたきたいというふうに思います。私たちも持っていかなきゃいけないと思いますが、意見として。

○村岡委員長

ほか、御質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ほかに御質疑はないようでございますので、教育部の職員の皆様は退室していただいて結構でございます。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○村岡委員長

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。今回の付託議案の審査に関して現地視察の希望はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、現地視察の希望はないようでございますので、これで当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

次に、決算議案に対する附帯決議の取扱いについてでございますが、皆さんこのまま続けてよろしいですか。一旦お昼を挟んで午後からにいたしましょうか。12時をちょっと超えたところです。

ちょっと取りあえず、今の時点で、前回御提示はさせていただいておりますので、見ていただいた上で何かという部分が——これまでには事務局にも正副委員長のほうにも申出は特になかったところでございますが、あくまで事前であればということでしたので、本来はここからですけれども、特段ないですか。

○松永憲明委員

ざっと読ませていただいたわけですが、僕は最初1つでいいのかなと思っただんですが、2つとも読んでみまして、関連性のあるところもありますけれども、2つとも挙げていいんじゃないかなという気もしました。ちょっと感想的な話ですけど。

○村岡委員長

ほか、よろしいですか。

○山下委員

私ももともと2つ挙げたほうがいいと思っております。この前、川崎委員のほうから、可能性ということだったらはっきりしてからでいいんじゃないかという話だったんですが、要するに前回出して変わっていないということ自体がやっぱり問題だと思うんですよ。それで、今の災害の起き方だとかいろんな状況を見たときに、やっぱりここはほかで取り組まれている手下げ方式のことも、1回は検証したけどその後の検証もされていないということだったし、ですから、全容を把握するという意味でもやっぱり見直したほうがいいと思うので、どちらにしろ問題提起ということで両方出したほうがいいのではないかと思います。

○村岡委員長

ほか、御意見ございますでしょうか。このまま続けてお昼前にやっちゃってよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

じゃ、このまま続けてまいります。

一応今2つ、もしくは1つみたいな御意見になっていますけれども、文言そのものについて気になる点、背景のほうで、せんだって川崎委員より御指摘がありました可能性という表現のままでいいのかどうかというようなところはいかがでしょうか。

この後の流れですけれども、今回文言の修正云々等々ある場合はここで対応いたします。大幅にというような部分になればちょっと時間が必要でございますので、暫時休憩をいただいて、その文言で確定させた上で、採決自体は採用するしないを含めて明日採決ということでございますので、あくまで今回は中身、今の時点でというような部分でありますので、その分の内容について御意見をいただければというふうに思っております。

○川崎委員

前回、自分が意見を申し上げたのは、理由、背景の案のほうですけれども、そこで大きな黒ポツの2番目、3番目に可能性があるということが書いてあったので、これはやっぱり調査すべきではないのかなあと思ったわけですね。それで申し上げたわけですけれども、それを酌んだような書き方で2項目とも挙げるとすれば、例えば、附帯決議案の2番目の(1)のところに、具体的対策を講じることの前に実態を踏まえた上でとか、そういった文言を入れれば、ああ、調査するんだよねとなりますね。ですから、そういった代案で解決できるかなと今思いました。

○村岡委員長

今、本文のほうの2番、避難行動要支援者支援対策事業の(1)避難行動要支援者同意方式名簿の登録者を増やすためにどういう方法の見直し——ちょっと待ってください。どういう方法の見直しの前のところに実態を踏まえた上で、またその調査してとか、そういうニュアンスのほうで、実態を踏まえた上でどういう方法の見直しなど具体的な対策を講じることというのを入れてはどうかと。ありがとうございます。どういう方法の見直しなどの前に入れば意味は通じるかなと思います。

ほか、変更の必要があるかなというようなところはございますでしょうか。

○山下委員

提言のところというよりは出された意見のところの中で民生委員児童委員の部分ですが、福祉協力員の位置づけがこちらが思っていることと執行部がもともと位置づけていることでちょっと違っているなあと思ったんですよね。だから、御答弁も民生委員になってもらえるといいなあとと思うけれども、そこまでは言えないしというふうな非常に控え目な答弁になっていたと思うんですよ。結構こちらの提言は踏み込んで福祉協力員のことを言っていますが、そこまで高めてほしいというところを何か入れとかないと非常にギャッ

プがあると思います。いきなりこう言っても、いや、もともと福祉協力員はそういう位置づけじゃないですからというふうな現状ですよ。なので、役割を云々というふうな後の理由、背景とか附帯決議のところで書いていますけれども、福祉協力員に関してはちょっと丁寧な言い方をしておく必要がないのかなという気がするんですが。

○村岡委員長

では、附帯決議案そのものというよりかは、理由、背景や意見の取りまとめのところにその内容を追加するというようなニュアンスになりますかね。

○山下委員

その辺、感じられませんでしたか、福井委員とか。

○村岡委員長

いわゆる今の事現としての福祉協力員の位置づけで、執行部が思っているところと将来的な民生委員につながるのではというふうな思いの議会側とのギャップがあるのではという山下委員の御指摘の部分、そこをすり合わせておかないと、提言の4番目の協力体制、役割分担等のニュアンスがうまく伝わらないのではないかというような部分。

○松永憲明委員

執行部側の考え方は、先々民生委員になっていただくというようなことを想定はしていると思うんですね。そういう考え方のニュアンスだったんです。私の一般質問でのやり取りの中でも、ヒアリングとか何かの中でもそういった話だったんですよ。ところが、実態としてはそうっていないということだったんですね。だから、ここはやっぱり明確にすべきならば明確にすべきだと。ただ問題は、そうしたほうがいいのかどうかという問題が出てくるわけですよ。例えば、班長あたりがやっておられるということで、交代も早いわけですね。そういう形式的な問題があることもあるので、このところはちょっと慎重な取扱いが必要かなとも思うんです。

○福井委員

どこか決め切れていないままに進んでいるという感じがしているのは私の感触で、執行部としては福祉協力員を出して、しかも、全体的に福祉協力員は民生委員のサポートよというふうなことを、ぱーっとお触れを出している状態で、それでどんどん2千何百人となっちはいるんだけど、実態的には、現場の福祉協力員の方々は全く意識がないというふうなケースが、まず9割ぐらいはそうだろうと。なってみたときに、やっぱりそういうふうなやり方をすること自体が問題であると。もうちょっとそこは丁寧に現状を分析するなり、あるいはそのことによって福祉協力員の制度そのものをもうちょっと見直すなり、あるいは一つの教育という表現はいけませんでしょうけれども、そういう情報とかいろんなことを含めてちゃんとアプローチするというようなことが出てくる必要があるんだろうけど、組織的というと直轄じゃなくて社協に入っていると。その曖昧さが物すごく私たちはおかしいなというふうなことを思うから、その辺はきちんと整理すべき段階に来ている

のではないかという感じですよね——という思いは持っています。

○村岡委員長

今回、審査のやり取りの中で執行部側が福祉協力員に求めることとしての象徴的な言葉が遠目からの見守りという部分ですよ。ただ、遠目からの見守りをして何らかの情報を得た場合にどこにつながるのかという部分の連携体制や、そういう部分での役割分担というのが明確になっていなかったという点がありましたので、そういう部分でこの情報共有や役割分担というようなところで明示した部分がありまして、部長は行く行くはそういう方が班長とかを辞められてもそういう見守りの目を持っておいていただければというような発言もあったのが、今現状でいうところの理想なのかなというふうには思いますけれども、じゃ、民生委員児童委員の負担軽減というか、そういったところに福祉協力員がどれだけ役割を担ってもらえるのかという部分については、あくまで先ほど福井委員が言われたみたいに班長レベルでやっていて、数は確保していますけど、もう一度その役割分担というような——役割分担というより、福祉協力員としての役割というのをもう一回自覚していただくという部分を強く求めたほうがいいのかなと。

○福井委員

そうですね。

○山下委員

なので、その役割をもう一回位置づけ直すと言ったらあれですけど、こちらの思いをもし盛り込むならば、本当に将来の民生委員児童委員につながっていくような形で役割をもう一回してもらいたいとか、何かそういう思いというのは入れたほうがいいのかなと思います。執行部はそこまではまだ言い切れんというのを委員会では言ってあってですね。だから、この福祉協力員とは何ぞやというところがはっきり分かった上で地域できちんとなってもらえるようにするという点では、ここをちゃんとこちら側としては位置づけておかないとなかなか難しいのかなという感じはするので。

○村岡委員長

そしたら、今の御意見の流れで事務局が少し考えてくれた点が、附帯決議案そのものではなくて検査審査に係る意見・提言についてということで、一番最初に確認していただいた箇条書の意見のところ、案件に対する意見・提言、予算への反映、事業の見直し等を明確にというふうに括弧づけられている中段以降のところ。丸2つ目に、民生委員と福祉協力員の職務や活動内容を明確化し、負担軽減を図るべきであるといったところの部分に、民生委員と福祉協力員の職務や活動内容を改めて周知し、理解を深めるための取組を実施して、活動内容を明確化し、負担軽減を図るべきであるという部分を盛り込んでみてはどうかと。

○西岡真一副委員長

改めて周知する、理解を深める、これの対象は誰なんですか。一般の市民、それと

も福祉協力員、民生委員。つまり、当事者にもっと知ってもらわんばいかん、多分そうやろうと思うとばってんが、ちょっとこれは一般的な書き方やけんが、当事者にもうちょっと自分たちの役割とか、そういうのを知ってもらおうという、そういう意味なのかなと。ちょっと書き方が少し一般向けになっているのかなと思いますけれども。

○村岡委員長

求めているところは、現在の民生委員、また、現在の福祉協力員になっていただいている方に。

○西岡真一副委員長

方にね。

○福井委員

今言われたことからすると、民生委員と福祉協力員の職務や活動内容を明確化し、その内容を民生委員及び福祉協力員に周知徹底するというようなことの表現で、負担軽減はまた別かなという気もするんだけど。

○西岡真一副委員長

この行、2つ目の丸、民生委員と福祉協力員、この後に「にそ」と平仮名を2つ入れるわけですよ。——にその職務や活動内容を改めて周知し、理解を深めるための取組を実施しと。こうしますと、結局、修正した分の対象が民生委員と福祉協力員にピンポイントにいくと思います。

○山下委員

4つ目に、福祉協力員の活動内容について研修などでフォローを行い、質の向上を図るべきであるというところがあるじゃないですか。ここがよ。活動内容というのが遠くからの見守りというだけの位置づけだったら、ただ遠くからの見守りですと、研修でフォローして質の向上といってもそれ以上何があるという話になると思うんですよね。それで役割分担を幾らしても、何かこう——だから、要するに福祉協力員の活動内容が今のままでいいのかなということも含めて、将来の民生委員につながっていくような役割を位置づけというか、そこがないと、どうなんですかね。

だから、もちろん4つ目のところに福祉協力員の位置づけそのものをもう少し民生委員のほうにつながっていくような役割を期待したい部分というのがあられるわけでしょう、議会の側には。今のままでよくて、ただ情報共有していればいいということで、民生委員の不足解消につながるのかなということ、ちょっとそれを分からないんですけど、成り手不足解消の道筋をどうするかといったら、1つは、一般的というよりか福祉協力員という裾野があって、そこに芽を育てていきたいよねという可能性があるわけでしょう。だったら、そこをもう少し位置づけというか、関係づけた表現がないと、それぞれということになっちゃいませんか。

○福井委員

今の件については、それが理想なんだけど、現実の福祉協力員の活動というのは、ほぼ回覧版の配付と、そして、要するにじっと見ているだけと。それがマックスとして最低限だけと、研修ぐらいは出てよねというところまでは可能性はあるけれども、そこから先のことになってくると、質の向上あたりになってくると、かなりパーセンテージがぐっと下がってくるかなということもあるので、今言える段階というところの辺ぐらいかなという感じに思うんですよ。でないと、そこまで要求されるんだったら逆に班長の成り手がなくなるし、班長がそこまで言わんといてというふうな可能性もかなり高くなってくるかなと思うので、その辺の現状をどこまで執行部が把握しているかということもまた問題になってくるから、議会としてはこの辺ぐらいまでかなという感じはちょっとしますけどね。

○山下委員

班長がなっていらっしゃる地域もあれば、そうでなく、関係なしに地域でこの人になってもらいますとってなっているところもあるので、うちは別に班長じゃないんですよ。福祉協力員として町区でこの人というふうにしているんですよ。だけれども、その福祉協力員が誰かというのは誰も知らない。知っている人しか知らない状態になっちゃって、だから、何か相談するとか何かどうかするとかいう連携が実際に取れていないという面も逆にあったりするわけですよ。民生委員も知らないという人もいるしと。だから、地域によって様々だと思うんですよ。

なので、福祉協力員というものの自体が一体何のためにあるのかというところをもう一回位置づけ直して、それがやがては民生委員の成り手不足解消につながっていくような人の養成だとか、意識の醸成だとか、そういうところと結びつけていかないと、活動の仕方が全然違うのかなという感じがしています。だから、何かそこをつなぐものがどこかにないといかんのじゃないかと思ったものですから。

○福井委員

理想はそうだと思うんですよ。つまり、民生委員が一つの厚労省の任命を受けて立っていると、そこまではなかなかいかないけれども、地域では現状の福祉のためのフロアとして福祉協力員という存在が望ましい。たまたま今、そういうことが動き出しているので、班長にそれをあてがっているだけになっている。そういうことになってくる現状が今あるから、あてがっているんじゃなくて、班長は班長、その次の段階として福祉協力員が何かそこに位置づけとして出てくれば、かなり民生委員の成り手になる可能性というのは将来出てくるかなとは思いますが、今の現状だと班長がそのままならんねと言っても、99.9%嫌というよりは無理よとなってくるから、その辺の位置づけをもう少しちゃんと執行部が考えていき、位置づけできるようなシステムを考えていくようなことになってきて努力する、あるいはそこにもう少し思いを入れていただければ、そこは何とかなるかなという気がしますがね。

今の現状だと、丸の4番目はここまでが現状かなという感じはするんだけど、意見・提

言の場合。

○村岡委員長

この点については執行部側も社協のほうに申入れというか、社協で行っている福祉協力員のことをしっかり見ていくというのは審査の中でも明言はされていきました。当然、連絡先も知らないような状況じゃ連携も取れないのでといったところも指摘して、その点は理解してもらって、取り組んでいくという執行部の答弁だったかなというふうに思いますので、今回は令和4年度の決算を主とした形での提言でありますので、行く行く福祉協力員が民生委員児童委員になっていくという道筋をつくるような流れの提言というのは、またちょっと改める必要があるのかなという気はいたします。

ただ、ここに掲げているのは、そういった部分、今現状できるような連携、役割分担というのを明確にしてほしいということに対して取り組んでもらいたいということを明文化したような内容でありますので、あえてそこまで……

○福井委員

だから、そこまでいきたいんだけど、執行部の答弁も含めて、もう一つ手前で一遍足踏みするしかないかなという感じがするから、ここが限度かなという感じですね。

○村岡委員長

一つ、タイミングとしては、執行部が言っていました次の民生委員の改選期までに様々な取組を行ってというところの期限も御質問の中で答えを執行部から引き出してはおりますので、その部分までで求めることとしてこういった内容まででとどめておくというのを手かなと。

では、文言そのものについては大方このような表現でよろしいのかなという気がいたしますが、皆さんよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、今、御提示させていただいた部分で、背景のところ修正の文言を入れることというのは皆さん御確認いただきましたので、それを踏まえた内容であした採決のほうに移りたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

明日は決算を行いまして、その後、決算以外の内容というふうに複数採決が続きますので、よろしく願いいたします。

それでは、次回の委員会でございますが、明日9月22日金曜日の午前10時から採決、まとめを行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の福祉教育委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

令和 年 月 日

福祉教育委員長 村 岡 卓